

保健センターからのお知らせ インフルエンザ予防接種・がん検診

問い合わせ
保健センター ☎ 22-7157

高齢者インフルエンザ予防接種

実施期間 平成23年10月～平成24年1月31日
(できるだけ12月中旬までに済ませましょう)
※医療機関で異なりますので、確認してください。

対象 (①または②に該当し、接種するという
意思が確認できる場合)

市内に住所がある

①接種日に65歳以上の人

②接種日に60歳～64歳の人で、心臓・じん臓・呼吸器の機能障害(日常生活活動が極度に制限される程度)またはヒト免疫不全ウイルスで免疫の機能障害(日常生活がほとんど不可能な程度)がある人

※医師に相談し、②に該当する場合、障害種別の身体障害者手帳の写しまたは証明書等が必要になります。

個人負担額 1,000円

※生活保護世帯の人は無料です。(接種時に被保護者証明書を提示してください。)

接種時に必要な物

健康保険証など本人確認ができるもの
(市外の場合は、接種券も必要です。)

申し込み

市内の場合…直接、医療機関へ
市外の場合…広域予防接種による接種が可能か医療機関に確認後、接種前に保健センターに印かん、保険証等を持参して申請してください。接種券を交付します。

実施医療機関 (市内)

浅野内科医院・井口耳鼻咽喉科眼科医院・円山医院・大田整形外科おおた内科・大多和医院・大貫内科医院・おぎ皮膚科アレルギー科クリニック・かわの医院・桑原内科循環器科医院・呉共済病院忠海分院・しいはらクリニック・城原胃腸科整形外科・竹原病院・中島内科クリニック・馬場病院・安田病院・山下産婦人科内科医院・米田小児科医院



大腸がん無料検診

がんの早期発見・早期治療をするため、特定の人(下表を参照)を対象とした無料検診を行っています。自宅で2日分の便を採って、検査をする簡単な方法です。

4月20日現在で市内に住所がある人には、8月末に無料クーポン券を送付しています。4月20日以降に転入した対象者は、クーポン券を発行しますので、印かんを持って保健センターへお越しください。(前住所地のクーポン券をお持ちの場合は、持参してください。)

実施期間 平成24年2月29日(水)まで

実施医療機関 市内医療機関

対象者の生年月日

昭和45年4月2日～昭和46年4月1日
昭和40年4月2日～昭和41年4月1日
昭和35年4月2日～昭和36年4月1日
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日
昭和25年4月2日～昭和26年4月1日

子宮がん検診、乳がん・マンモ検診

期間 平成24年2月29日(水)まで

検診の受け方 直接医療機関に予約し、受診時に健康保険証を持参してください。集団検診との重複受診はできません。

	子宮がん検診	乳がん・マンモ検診
対象	○市内に住所があり、20歳以上の女性 (平成24年3月31日現在) ○無料クーポン券配布者	○市内に住所があり、40歳以上の偶数年齢の女性 (平成24年3月31日現在) ○無料クーポン券配布者
検診内容	①子宮頸部がん検診 ②子宮体部がん検診(①を受診し、6か月以内に、不正性器出血・月経異常・褐色帯下のいずれかの症状がある場合)	視・触診、乳房X線検査 (40歳代は2方向撮影、50歳以上は1方向撮影)
機関	山下産婦人科内科医院 (☎ 22-2325)	かわの医院 (☎ 22-0724)
費用	① 2,000円 ② 3,000円(①受診分含む)	○40歳代 2,900円 ○50歳以上 2,600円

検診費用の免除対象者

- 70歳以上の人
- 平成23年度市民税非課税世帯に属する人(予め身分証明書を持って、税務課、支所・出張所で健康診査用非課税証明書の交付を受けてください。)
- 生活保護世帯に属する人(被保護者証明書の提示)
- 検診無料クーポン券配布者(該当する検診のみ)

滞納処分の強化

市民のみなさんに負担していただく市民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、上下水道使用料、下水道受益者負担金、市営住宅使用料などは、市政を運営する上で欠かせない自主財源です。

市では行財政改革を推進し、経費節減を進める一方で、これらの自主財源と税等負担の公平性を確保するため、重要な課題として滞納整理に取り組んでいます。主な取組みとして、納期内に納付いただけない場合には、文書での催告、夜間や休日の電話催告、各戸を訪問しての催告等の他、給与等財産の差押えやサービスの制限も行っています。

何らかの事情で納期内に納付できない場合には相談に応じていますので、各担当課に相談してください。

滞納処分の状況

処分の内容	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
市税等の滞納者に対する給与等財産の差押え	148 件	213 件	180 件
市営住宅法的措置（強制執行、自主退去等）	1 件	0 件	0 件
水道の給水停止	91 件	82 件	73 件
有効期限短期（3 か月・6 か月）の国保被保険者証の交付	145 件	169 件	182 件
医療費の一時全額自己負担となる国保資格被保険証の交付	85 件	51 件	40 件

納め忘れのない安心で便利な口座振替制度をご利用ください。

口座振替制度をご利用になると、納期限の日に指定口座から自動で引き落とされるので、納付の手間も省けるうえ、納め忘れもなく安心です。一度手続きされると翌年以降も継続されるので大変便利です。振替希望金融機関にて手続きをしてください。

口座振替の方法

申込金融機関	広島銀行、もみじ銀行、中国銀行、呉信用金庫、中国労働金庫、広島市信用組合、三原農協、ゆうちょ銀行の窓口
必要なもの	印かん（銀行に届け出ているもの）、通帳
取扱われる税・使用料	市県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税（普通徴収）、介護保険料（普通徴収）、後期高齢者医療保険料（普通徴収）、保育料、市営住宅使用料、上下水道使用料、下水道受益者負担金

所得の申告はお済みですか？

所得の申告をしていないと、必要なサービスを受けることができない場合があります。また、所得がない人も所得がないという申告をする必要がありますので注意してください。